

まえがき

2006年(平成18年)12月13日に「障害者権利条約」が国連総会で採択され、2007年(平成19年)9月28日には我が国も「障害者権利条約」に署名しました。この条約の理念の一つに、障害のある人もない人も共に暮らし、参加できるという「インクルージョン」があり、教育においても「あらゆる段階でのインクルーシブな教育」の実現が求められています。現在、国においても、「障がい者制度改革推進会議」が立ち上げられ、この中で国連障害者権利条約に示された「インクルーシブな教育システム」の在り方について検討がなされています。また、平成23年8月5日に公布・施行された障害者基本法の一部を改正する法律では、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるように配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」と示されました。

また、平成20年3月に告示された小学校学習指導要領、中学校学習指導要領およびその解説において、「障害の状況等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」「通常の学級のLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)、自閉症などの障害のある児童生徒については、障害の状況等に即した適切な指導を行わなければならない」「障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設けること」等が示されました。これらのことから、発達障害等の特別な支援を必要とする子どもたちへの一層の指導・支援の充実が求められています。

長野県においては、平成21・22年度と医療・福祉・教育等の有識者による長野県特別支援教育連携協議会が開催され、特別支援教育の現状と課題、今後の方向性について議論がなされました。その報告書の中で、発達障害等の特別な支援を必要とする子どもたちに対する教育を特別な場に求める傾向は強まっており、特別支援学級の在籍者数が増え続けていることが課題として挙げられました。また、今後、すべての教育の機会を通じて、一人一人に応じた適切な支援がなされ、できる限り同年代の集団の中で学ぶことができる方向を目指していくこと、並びに教育的ニーズに応じ、連続的で多様な対応を展開することが求められています。

本書では、長野県特別支援教育連携協議会報告書を受け、発達障害等の特別な支援を必要とする子どもたちに対する、小・中学校の通常の学級における指導・支援の在り方、一部学級外での指導・支援が必要な子どもたちへの連続的で多様な教育対応等について、県下の取り組みを掲載しました。本書が発達障害等の特別な支援を必要とする子どもたちへの指導・支援に活用され、子どもたちの学校生活の充実につながれば幸いです。

最後に、本書の作成に携わっていただいた委員各位、様々な面から御協力いただいた関係者の皆様に、深く感謝いたします。

平成24年3月

長野県教育委員会